

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和3年10月14日（木）12時58分～14時26分		
開始場所	広島合同庁舎2号館5階 特別会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3人 出席 3人 出席 3人	定数 3人 定数 3人 定数 3人
主要議題	1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に、最低賃金の改正について意見表明が求められた。</p> <p>労働者側委員からは、「協約の拡張適用、隣県との格差拡大、県内他産業との優位性、さらに地域別最賃との優位性が必要である旨の主張がなされ、広島県が中国地方の自動車産業の中心たる県であり、他県への労働人口の流失を阻止したいとして、県最賃の引上げ額28円に近隣県岡山との差6円を加えた34円を提示したい。」との意見表明があった。</p> <p>それに対して、使用者側から、「多くの企業が現在も雇用調整助成金をいただきながらしのいでいる状況であり、マツダも休業し、自動車の生産台数も昨年より減少している状況で、部品の調達にも苦戦している。コロナが落ち着いたからといっても昨年同様苦しいことには変わらない。雇用を守ることが最重要であり、引上げ額は8円から9円の1桁台がやっとである。」との意見表明があった。</p> <p>審議を続けた結果、労働者側からは、他府県の状況や人材確保の必要性から29円の引き上げ、使用者側からは16円引き上げの意見表明がそれぞれなされた。</p> <p>しかし、双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会</p> <p>日 時 10月29日（金）10時00分～</p> <p>会 場 合同庁舎2号館7階4号会議室</p> <p>主な議題 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について</p>			